

集落周辺の森林の再生に取り組みませんか

三田市は集落周辺にある森林を再生する活動を支援します

集 落 周 辺 里 山 林 整 備 事 業

里山からの恵みを将来にわたり享受できるよう、地域で集落周辺の森林の再生に取り組む活動の支援として、市が所有者に代わり人との関りが薄れ繁茂した森林を整備します。また、整備による効果を維持するため、10年間の保全管理を行っていただきます。

●たとえば、こんなことはありませんか？

うっそうとした暗い雰囲気、空気が漂い、空き缶とかゴミが捨てられる温床に…



昔はいろんな草花や生物が見られた。次の世代にも残してあげたい…



木が繁茂し荒れ果てて、手の付けようがない…



みんなで住みよい環境を作るために森林を再生したいけど、木竹が繁茂し大きくなりすぎて、私たちだけではどこから手をつけていいのか…



↓

集落で「周辺の森林を再生する」取り組みを考えられているときは、市にご相談ください。
市が所有者に代わり、繁茂した森林の整備を行い、地域で取り組む森林再生の活動を支援します。

事業の要件

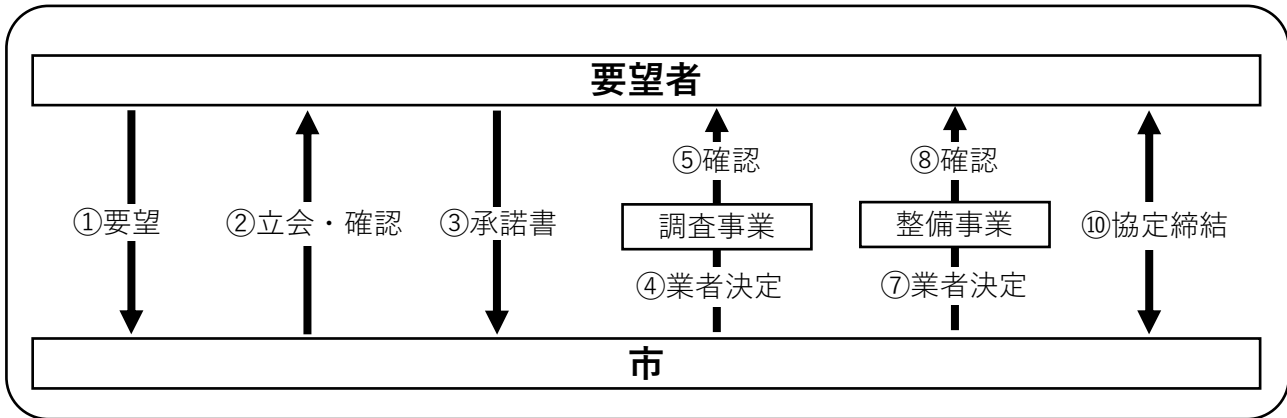
- ・集落の居住者または森林の土地所有者(以下「要望者」)からの要望により市が実施します。
- ・集落の周辺にあり、環境悪化や防犯などでお困りの森林(※1)を対象とします。(区・自治会の同意、森林の土地所有者の承諾が必要となります。)
- ・整備面積は0.1ha以上とします。(5ha以上については県民緑税を活用した別事業もありますので、ご相談ください。)
- ・森林縁(※2)からの奥行きが概ね10m以上、幅100m以上の連続した里山林とします。
- ・整備効果を維持させるため、市と集落の居住者または森林の土地所有者は、整備完了後10年間の保全管理協定を締結し、事業地の下草刈りや倒木の処理、侵入竹の除去等、適切な管理をしていただきます。

※1 地域森林計画対象の民有林のうち、保安林などを除いた森林となります。

※2 民有林と建物・道路等との境界

事業のながれ

- ① 森林整備を行う希望箇所について要望者で意見を取りまとめていただき、市へ要望します。
- ② 要望者・森林の土地所有者・市で要望内容について現地の立ち合いを行い確認します。
- ③ 事業地の土地所有者の事業実施承諾書を提出していただきます。
(承諾書は要望者にて取りまとめを行っていただきます。)
- ④ 市が現地の調査・設計事業を実施します。
- ⑤ 要望者・森林の土地所有者・市で、伐りたい・残したい木の確認を行います。
- ⑥ 調査・設計事業完了。
- ⑦ 市が調査結果による整備事業を実施します。
(整備事業は調査・設計実施の翌年度以降に実施します。)
- ⑧ 整備事業で伐採する木の最終確認を行います。
- ⑨ 整備事業完了。
- ⑩ 整備効果を維持するため、事業完了後10年間、市と要望者は保全管理協定を締結します。



注意事項

- 木の伐採について立木補償はありません。また、伐採木の長さは指定できません。
- 要望者は伐採など里山林整備に関する要望を事前に集約してください。整備事業着手後に伐採する木の追加が判明した場合、対応できない場合があります。
- 森林の土地所有者の承諾は、要望者にて取りまとめを行っていただきます。
- 毎年予算内での事業を実施してまいりますので、要望後すぐに整備を開始できるものではありません。
- 原則、伐採木は事業地内で集積します。
- 整備事業完了後、倒木等被害発生時の補償はありません。
- 整備の効果を維持するため、市と要望者は整備完了後10年間の保全管理協定を締結し、要望者は事業地の下草刈り等、適切な保全管理をお願いいたします。

事業の内容は三田市ホームページ「集落周辺里山林整備事業について」で検索(右の二次元コードでリンク)、または三田市里山保全課までお問い合わせください。



【問い合わせ先】 三田市 産業振興部 里山保全課
Tel 079-559-5226 FAX 079-556-8153
E-mail : satoyama@city.sanda.lg.jp